

平成 25 年 3 月 18 日

県政記者クラブ各位

岩手県産業復興相談センター

岩手産業復興機構による第 49・50 号の債権買取案件の決定について

3 月 12 日（火）から 3 月 15 日（金）にかけて、岩手県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、岩手産業復興機構において、債権買取の第 49・50 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 10 月 3 日（月）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、岩手県中小企業再生支援協議会（盛岡商工会議所内）に「岩手県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 11 月 11 日（金）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「岩手産業復興機構」を設立しました。

岩手産業復興機構では、以下の 2 業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。当センターの要請に基づく債権買取案件は累計で 50 件となります。

▽ 事業者・支援の概要

- 沿岸南部地域の小売業者。津波により営業していた 2 店舗がともに全壊。震災後仮設店舗にて営業再開したが、立地条件や店舗面積の問題から売上回復に目処が立たない状況。そこで今般、グループ補助金の活用等により、新たに取得した土地に店舗、倉庫を建設し売上回復を図ることを企図。必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。
- 沿岸南部地域の小売業兼製造業者。津波により 2 店舗、工場の 1 階部分が浸水したほか、設備等も流失。24 年 10 月、グループ補助金の活用等により、1 店舗と工場を復旧したが、売上回復せず、金融機関からの借入により残り 1 店舗を復旧し、本格復興を目指す計画。必要な資金調達を円滑に行うべく、債権買取を決定した。

以 上

問合せ先：岩手県産業復興相談センター
企画グループ：田口
電話 019-681-0812